

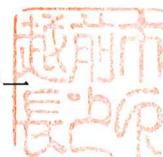
公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始について

以下の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和6年5月22日

越前市長 山田 賢一



越前市立地適正化計画改定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

越前市立地適正化計画改定業務は、令和5年度に策定した第2期越前市都市計画マスタープランの反映や、都市再生特別措置法改正により記載が必要となった防災指針の作成、令和6年度に策定予定の越前市地域公共交通計画との連携、その他見直しが必要な事項について、内容の提案や支援を行い、立地適正化計画を改定するものであり、業務に対する専門的知識、実績及び技術的能力を勘案し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定する。

2 業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 越前市立地適正化計画改定業務
(以下「本業務」という。) |
| (2) 業務内容 | 詳細は、別紙仕様書による。 |
| (3) 業務期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (4) 契約上限金額 | 6,800,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。) |
| (5) 契約条件 | 受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。 |
| (6) 契約保証金 | 越前市契約規則第25条及び第26条の規定に基づく。 |
| (7) 前払金 | 無 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和6年度越前市物品購入等指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格を希望する者とする。（「参加資格を希望する者」とは、参加表明時には資格者名簿に登載されていないが、請負候補者となった場合には、契約締結日までに入札参加資格申請書及び債権者・受取人登録申請書等必要書類を提出し、参加資格の取得が可能である者をいう。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (5) 国税及び市税の滞納がない者
- (6) 防災指針の策定を含む立地適正化計画の策定又は改定業務の履行実績を有すること。
- (7) 公告の日から起算して過去10年以内の立地適正化計画の策定又は改定業務に担当技術者又は管理技術者、照査技術者として従事した実績があり、次のいずれかの資格を有する担当技術者又は管理技術者を配置できる者
 - ①技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ②RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年5月29日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第7号）により、持参又は電子メールにて提出すること。
※電子メールの場合は必ず着信を確認すること。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。
- (3) 提出先 都市計画課代表メール keikaku@city.echizen.lg.jp
- (4) 回答日 令和6年6月3日（月）
- (5) 回答方法 市ホームページに掲載

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数

ア 参加表明書（様式第1号）	原本1部
イ 会社概要（様式第2号）	原本1部
ウ 業務実績調書（様式第3号）	原本1部

※公告の日から起算して過去10年以内の立地適正化計画の策定又は改定業務

(防災指針を含む場合は、その旨も記載すること)の履行実績を記載すること。

※記入した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類を添付すること。

エ 業務の実施体制(様式第4号) 原本1部

※記入した保有資格を確認できる書類を添付すること。

オ 配置予定技術者調書(様式第5号の1~3) 原本1部

※配置予定者全員分を作成し提出すること。

※公告の日から起算して過去10年以内の立地適正化計画の策定又は改定業務

(防災指針を含む場合は、その旨も記載すること)の履行実績を記載すること。

※業務に従事したことを証する書類の写しを添付すること。

カ 直近年度の国税(法人税及び消費税)、越前市の市税に係る全ての納税証明書

(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの) 原本1部

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年6月10日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 越前市 建設部 都市計画課 担当:北川、芹川

ウ 提出方法 持参又は郵送(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

提出書類は下記ア~エをまとめてダブルクリップ等で留めて提出すること。

ア 企画提案書(様式第6号) 原本1部、副本7部

イ 課題提案に対する企画提案(任意様式) 原本1部、副本7部
A4判横長片面印刷

ウ 工程表(任意様式) 原本1部、副本7部
A4判横長片面印刷1ページとする。

エ 参考見積書(様式第8号) 原本1部、副本7部

オ 上記ア~エの電子データ 1枚(CD-R等)

※ア~エの副本7部について、会社名及び会社名が推測できる文言は伏せること。

(資料から削除又は上から黒塗りすること。)

※参考見積書に記載する金額は契約額ではなく、企画提案内容との整合性を確認するためのものであることに注意すること。

(2) 企画提案作成要領

ア 企画提案は、別紙仕様書に基づいて作成すること。

※仕様書は、越前市として最低限の要求事項を示したものであり、仕様書に記載のない独自の提案についても期待し、提案を受け付けるものとする。

イ 企画提案の電子データファイル形式は、以下の形式で提出すること。

Microsoft PowerPoint 横書き

ウ 企画提案の内容は、実績に基づき次に掲げる事項を提案すること。

(ア) 誘導区域の検証にあたって編入、除外の考え方、検証方法の提案

(イ) 防災指針作成にあたっての具体的な方法の提案

(ウ) 地域公共交通計画との連携と反映方法の提案

(エ) 分かりやすい資料、計画づくりの提案

(オ) 仕様書に記載のない独自提案

エ 参考見積書に記載する金額は、調査業務に係る費用の総額とする。

オ 参考見積書は工程及び作業項目ごとに積算根拠を明示すること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和6年6月21日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 越前市 建設部 都市計画課 担当 北川、芹川

ウ 提出方法 持参又は郵送(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

7 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

複数の参加表明があり、全業者のヒアリング及びプレゼンテーションの実施が困難であると判断される場合は、組織評価点の上位3者を選定する。

結果通知日 令和6年6月12日(水)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選定された者から提出を受けた企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーションにおいて説明を行う者は、担当技術者又は管理技術者とする。

実施日 令和6年7月4日(木) 予定

結果通知日 令和6年7月5日(金) 予定

ア プレゼンテーションは、1者あたり説明20分、質疑応答15分を目安とする。

イ 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容とし、紙資料等の追加配布は認めないものとする。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者3名までとする。

(3) 審査基準

別紙「プロポーザル評価基準表」により審査する。

(4) 総合評価点の算出方法

総合評価点（総配点 100 点）＝組織評価点（配点 20 点）＋企画提案評価点（配点 70 点）＋価格評価点（配点 10 点）

（５）組織評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき算出する。

（６）企画提案評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき、審査員が審査し、採点を行い、審査員全員の平均点を企画提案評価点とする。なお、算出された企画提案評価点は平均点の小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下を四捨五入とする。

（７）価格評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき算出する。

8 受託候補者等の特定

総合評価点が最も高かったものを受託候補者とし、次点の者を次点候補者と特定する。同点の時は、企画提案評価点の高い順で受託候補者及び次点のものを選定するものとする。

また、総合評価点が合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者とする。合格基準点は 60 点とする。ただし、企画提案者が 1 者の場合の合格基準点は、65 点とする。

9 審査結果の通知

第 1 次審査、第 2 次審査ともに審査結果を書面により通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

（１）提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき（事前に連絡なく、開始時刻に会場に到着しなかったときを含む）。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

- (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の記載があるとき。
 - エ 参考見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が契約上限金額を超過したとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。
やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、予め文書により申し出ること。
- (8) 審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページ等により公表する。

13 日程

公告	令和6年	5月22日（水）
質問受付締切り	令和6年	5月29日（水）正午まで（必着）
質問回答	令和6年	6月3日（月）
参加表明書受付締切り	令和6年	6月10日（月）午後5時まで（必着）
第1次審査	令和6年	6月11日（火）
第1次審査結果通知日	令和6年	6月12日（水）
企画提案書等受付締切り	令和6年	6月21日（金）午後5時まで（必着）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年	7月4日（木）予定
結果通知	令和6年	7月5日（金）予定
契約締結	令和6年	7月上～中旬

14 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

越前市 建設部 都市計画課 担当 北川、芹川

TEL 0778-22-3012

電子メール keikaku@city.echizen.lg.jp